

広島県におけるイベントの開催条件について

令和4年3月7適用

(令和4年3月18日変更)

(令和4年9月22日変更)

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、イベントの主催者に対して、次のとおり要請する。

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを遵守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に、次の参加人数を目安として、イベントを開催することができることとする。

1 参加人数

次の人数上限(A)と収容定員に収容率を乗じて算定した人数(B)のいずれか少ない方を限度とする。

区分	基本的な要件	感染防止安全計画を策定した際の要件(※1) 〔参加人数5,000人超かつ収容率50%超で開催するイベント〕
人数上限(A)	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方	収容定員まで
収容率(B)	次を基本とする。(※4) ■大声なし(※2) 100%(収容定員が無い場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔) ■大声あり 50%(収容定員が無い場合は、十分な人と人との間隔(※3))	100%を基本とする。(※4) (収容定員が無い場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔) ※基本的に「大声なし」の担保が前提

※1 感染防止安全計画の策定等の詳細は、「5 感染防止安全計画の提出等」に規定する。

※2 「大声」の定義は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」であり、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

※3 十分な人と人との間隔は、最低1mとする。

※4 同一イベントにおいて、「大声あり」・「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%(大声あり)・100%(大声なし)とする

2 感染防止対策

イベント開催にあたっては、飛沫やエアロゾルなどの感染経路に応じた感染対策や、飲食の場における感染対策など、別紙1に示す基本的な感染防止策に必要な取組等を実施すること。

3 多数の出演者が参加するイベント開催時の留意事項

お祭りなど、多数の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状況や出演者が取り得る感染対策等を踏まえ、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実について適切に判断すること。

(出演者やスタッフの感染対策については、別紙1を参照)

4 感染防止策チェックリストの作成等

「1 参加人数」の基本的な要件の範囲内で開催するイベントにおいては、イベント主催者が感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

また、イベント終了後は、結果報告書を作成し保管すること。なお、大声発声やクラスター発生等の問題が生じた場合は、結果報告書を県に提出すること。

5 感染防止安全計画の提出等

「感染防止安全計画」を策定・提出することで、「1 参加人数」の基本的な要件を緩和することができる。

(1) 5,000人超かつ収容率50%超で開催しようとするイベントに適用する。(基本的に「大声なし」の担保が前提)

(2) 開催にあたっては、感染防止安全計画を策定し県の確認を受けること。また、イベント終了後は、1か月以内を目途に結果報告書を県に提出すること。

(3) 感染防止安全計画を県の確認を受けた後に、緊急事態措置を実施する旨の公示が行われた場合は、原則、当該措置の制限を超える入場者に対して、対象者全員検査の適用を求める。ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、対象者全員検査を適用せず、強い行動制限等を要請することがある点に留意すること。

また、その他の場合においても、感染状況に応じて、強い制限等を要請することがある点に留意すること。

(緊急事態措置等における人数要件の目安は、別紙2のとおり。)